

小値賀町有財産売払い
一般競争入札案内書

入札日 平成30年 3月15日 (木)

【申込受付期間：2月1日 (木) ～2月28日 (水)】

小値賀町役場 総務課 総務交通班 渡船係

(TEL : 0959-56-3111)

目次

●町有財産売払い（一般競争入札）の流れ	2
1 入札参加の申込み	3
公売財産	3
入札参加資格（申込資格）	3
申込方法	4
申込受付	5
物件の確認	5
2 入札	5
入札の日時及び場所	5
入札に必要な書類	6
入札にあたっての注意事項	6
開札・落札者の決定	7
3 契約の締結	7
4 売買代金の支払い	9
5 所有権の移転	9
6 売払い条件	9
7 財産の引渡し	10
8 留意事項	10
●入札日に持参する書類等チェックリスト	11
●一般競争入札参加申込書	12
●一般競争入札参加申込書（共有用）	13
●委任状	14
●誓約書	15
●入札書	16
●入札用封筒	17
●町有財産売買契約書（案）	18
●物品調書	21

町有財産(船舶)売払い（一般競争入札）の流れ

1 入札参加の申込み（詳細は3～5ページ）

申込受付期間 平成30年2月1日（木）～2月28日（水）

午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）



2 入札（詳細は5～7ページ）

平成30年3月15日（木）午後3時より小値賀町役場3階第1会議室で行います。

小値賀町が前もって設定した予定価格以上の価格で最高額入札者が落札者となります。1回目の入札で落札しない場合には2回目を行い、2回目で落札しない場合には3回目を行い、3回目で落札しない場合は入札を終了します。



3 契約の締結（詳細は7～9ページ）

平成30年3月22日（木）までに契約保証金を持参のうえ契約を締結してください。



4 売買代金の支払い（詳細は9ページ）

契約締結時に契約書と納入通知書を渡しますので、納入通知書の支払期限（契約の日から30日以内）までに支払ってください。

支払い確認後に契約保証金を還付します。



5 所有権の移転登記（詳細は9～10ページ）

所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

譲渡証明書の発行をいたします。

名義変更等に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

一般競争入札参加要領

小値賀町が行う町有財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項をご承知の上、入札に参加してください。

○この入札に参加するには、事前に申込書の提出が必要です。

○一般競争入札による町有財産の売払いとは、複数の参加者が価格を競い合い、小値賀町があらかじめ決めた価格（「予定価格」という。）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

(1) 入札参加の申込み

1 公売財産（詳しくは21ページ以後にある物品調書をご覧ください。）

物件番号	所在地	品目	規格	地域・地区
1	北松浦郡小値賀町 小値賀漁港 浮棧橋	小型船舶 第3はまゆう	FRP 総トン数 19トン 長さ 16.80m 幅 4.16m 深さ 1.83m 最大速力 29ノット 航海速力 22ノット 主機 ヤマハ MD859KH×2基	

2 入札参加資格（申込資格）

入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる＜申込みのできない方＞に該当する方を除き、どなたでも参加できます。

＜申込みのできない方＞

次のいずれかに該当する方は、申し込みできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する職員

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に該当する者
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定をうけた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑤ ③又は④に掲げる者から委託を受けた者
- ⑥ 小値賀町及び自らの住所・居所・所在地の市区町村税、使用料等を滞納している者

3 申込方法

入札の参加にあたっての、必要書類は以下のとおりです。必要事項をみれなく記入し、記名押印のうえ、受付期間内に受付場所に必要書類を直接持参、若しくは簡易書留による郵送により提出してください。

(必要書類)

- ① 一般競争入札参加申込書(様式第1号、共有の場合は様式第2号)
 契約予定者名を記載し、印鑑登録済みの印鑑を押印してください。
※一般競争入札参加申込書を受付後の契約予定者の変更は一切受け付けませんので予めご了承ください。
 - 共有を希望される場合
 共有により取得を希望される場合は、一般競争入札参加申込書(共有用)に各々の共有持分割合を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。
 また、共有で申し込む場合は、代表者(共有予定者を代表して、この入札に関する一切の事務を行っていただける方)を選任してください。
 - ② 入札参加申込書に添付する書類
 - 個人の場合
 - ① 住民票(本籍が掲載されたもの)
※申請するときには「本籍・筆頭者をのせる」ように住民票請求書に記入してください。
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 身分証明書
 - ④ 納税証明書(住所地の市区町村税に関するもの)
 - ⑤ 誓約書(様式第4号)(本書15ページにあります。)
- ※上記①～④については居住地の市役所及び役場窓口にて発行しています。
 (有料)
 ※数名の共有名義にする場合には共有者全員分の上記証明書が必要になります。

●法人の場合

①法人の印鑑証明書

②登記事項証明書（法務局にて発行しています。有料。）

③納税証明書（住所地の市区町村税に関するもの）

④誓約書（様式第4号）（本書15ページにあります。）

※関係書類は、入札日から起算して1か月以内に発行されたものを提出してください。提出された書類は返還しません。

4 申込受付

（受付期間：平成30年2月1日（木）～平成30年2月28日（水））

①（持参の場合）

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）午後5時までの間に、小値賀町役場総務課総務交通班に提出してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②（郵送の場合）

平成30年2月28日（水）午後5時必着で、簡易書留により下記へ送付してください。

〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町役場 総務課 総務交通班

「町有財産売却一般競争入札参加申込書在中」

※ 受付期間を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。

5 物件の確認

現場説明会は実施しません。売却財産の引渡しについては、現状のまま行いますので、事前に入札財産をご自身で確認し、現況及び諸規制を熟知したうえで入札してください。

(2) 入 札

1 入札の日時及び場所は次のとおりです。

物件番号	品目	入札日時	入札場所
1	小型船舶 第3はまゆう	平成30年3月15日（木） 午後3時～	小値賀町役場 3階 第1会議室

2 郵送による入札は、認めません。入札当日の受付は、入札開始時間の10分前から行います。

3 入札会場へは、申込者（共有名義で申込みの場合は代表者）又は代理人が必ず出席してください。

4 入札に必要な書類等は、次のとおりです。

① 入札書（様式第5号）

契約予定者名を記載し、印鑑登録済みの印鑑を押印してください。

※ 共有で入札される場合には、入札書の住所氏名は共有予定の代表者名で記載し、その際、氏名欄に「代表者」と記載してください。

② 印鑑（印鑑登録済みの印鑑）

③ 代理人により入札する場合は、委任状（様式第3号）、代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑）

なお、委任状の提出のない場合は、入札が無効になりますのでご注意ください。

④ 入札保証金

入札金額の100分の5以上に相当する金額で、現金に限ります。

※入札保証金は、落札できなかった方には入札終了後すぐにお返しします。

5 入札にあたっての注意事項

① 入札は入札書（様式第5号）及び入札用封筒（様式第6号）に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札箱に投函してください。

② 入札書（様式第5号）は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

③ 入札者の記名押印漏れに十分注意すること。特に代理人が入札する場合は、代理人の記名押印漏れ、印鑑は委任状の印鑑と同じであることを注意すること。代理の場合は、本人でなく、代理人の記名・押印になりますのでご注意ください。

④ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑤ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

⑥ 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札者が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
 - (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
 - (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑦ この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、小値賀町財務規則及び小値賀町の指示によることとします。

6 開札、落札者の決定

- ① 開札は、入札締め切り後、直ちに入札者立会いのもとに行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない小値賀町職員を立ち会わせませす。
- ② 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、小値賀町が事前に定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - (2) (1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない小値賀町職員に引かせます。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った者に知らせます。

7 再度入札

入札は、1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を実施します。2回目で落札しない場合には3回目を行い、3回目で落札しない場合は入札を終了します。

(3) 契約の締結

1 契約の締結について

小値賀町と落札者との売買契約は、平成30年3月15日（木）から3月22日（木）までに、小値賀町役場 総務課 総務交通班において物品売買契約書（18～19 ページ参照）により締結しなければなりません。

もし、落札者が、期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。その場合、落札者が納入した入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

※ 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結となります。

※ 共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することになります。

※ 売買契約は、小値賀町が落札者とともに売買契約書に記名押印したときに確定します。

2 契約の手続は、以下のとおりです。

① 契約書の締結

契約書を2部用意しますので、記名押印のうえお渡してください。



② 契約保証金の納付

契約金額の100分の10以上に相当する金額を持参のうえ、小値賀町の指定する納付書にて納付していただきます。



③ 売買代金の支払い

小値賀町の指定する納入通知書により支払いをしてください。
(詳細は9ページ)



④ 譲渡証明書

譲渡証明書を発行します。

3 契約に必要な書類等は、次のとおりです。

① 契約保証金

契約金額の100分の10以上に相当する金額で、現金に限ります。

※ 契約保証金は、落札者が契約の義務を履行した事を確認した後、お返しします。

※ また、落札者が納入した入札保証金の取扱いは、申出により上記契約保証金に充当できます。この場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を支払わなければなりません。

② 印鑑（印鑑登録済みの印鑑）

4 その他注意事項

- ① 入札保証金、契約保証金は、その受入期間について利息はつきません。
- ② 落札者が、契約の義務を履行しないため、契約を解除した場合は、落札者が納入した契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

(4) 売買代金の支払い

- 1 落札者は、契約後、小値賀町が指定する納入通知書により売買代金の納入期限（契約締結後 30 日）内に支払いをしてください。
※納入通知書の支払いの場合、小値賀町の指定金融機関（親和銀行の本支店）、
収納代理金融機関（ながさき西海農協小値賀支店、宇久小値賀漁業協同組合
本所）の窓口での支払であれば手数料はかかりません）

(5) 所有権移転

- 1 売買財産の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。
- 3 譲渡証明書を交付します。
- 4 落札者は、落札財産の所有権移転前に、この入札及び落札に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(6) 売払い条件

- 1 落札された財産の名義変更及び各種申請費、運搬及び整備調整費は、落札者の負担になります。
- 2 落札された財産について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し若しくは貸さないこと。

(7) 財産の引渡し

1 財産の引渡し

売払い代金の納入確認後、財産を引き渡すものとします。

2 財産の引渡し場所

小値賀町 小値賀港 浮棧橋

(8) 留意事項

1 財産の引渡しは現状のままで行いますので、必ずご自身において事前に財産の確認をしていただき、法律等諸規制の状況等も調査確認を行ってください。

財産の船舶検査期限はすでに経過しております。売買契約締結後に発生する検査費用等については、落札者の負担とします。

2 落札者は、売買契約締結後、売買財産に瑕疵（かし）のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

3 売買契約締結の日から売買財産の引渡しの日までの間において、小値賀町の責めに帰すことのできない理由により、売買財産に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。

4 この財産売払い（一般競争入札）についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1
小値賀町役場 総務課 総務交通班
電 話 0959-56-3111（代表）
FAX 0959-56-4185

入札日に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	当日会場に来られる方	持参すべき書類等
個人の場合	本人	<input type="checkbox"/> 印鑑（印鑑登録済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札額の 5/100 以上に相当する現金） <input type="checkbox"/> 入札書
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札額の 5/100 以上に相当する現金） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 委任状
法人の場合	代表権を有する者	<input type="checkbox"/> 法人（会社・団体等）の印鑑（印鑑登録済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札額の 5/100 以上に相当する現金） <input type="checkbox"/> 入札書
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金（入札額の 5/100 以上に相当する現金） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 委任状

※注 提出された書類は、返還しませんのでご了承ください。

様式第 1 号

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

小値賀町長 西 浩 三 様

申込人（委任者）住所
氏名 ⑩

電話番号

代理人（受任者）住所
氏名 ⑩

電話番号

平成30年3月1日に実施される下記小値賀町有財産売払いの一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件番号	品目
1	小型船舶 第3はまゆう

- 備考 1 申込人欄は、必ず記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。
代理人により入札に参加する場合は、代理人の住所・氏名を「代理人欄」に記入のうえ押印（入札書に使用する印鑑）してください。
- 2 代理人による入札の場合は、入札当日に委任状を持参してください。

一般競争入札参加申込書（共有用）

平成 年 月 日

小値賀町長 西 浩 三 様

申込人（代表者）住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 /

※（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）

共有者 住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 /

共有者 住所
氏名 ⑩
電話番号
持分割合 /

代理人（受任者）住所
氏名 ⑩
電話番号

平成30年3月1日に実施される下記小値賀町有財産売払いの一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件番号	品目
1	小型船舶 第3はまゆう

- 備考 1 申込人欄は、必ず記名・押印（印鑑登録済み印鑑）してください。
代理人により入札に参加する場合は、代理人の住所・氏名を「代理人欄」に記入のうえ押印（入札書に使用する印鑑）してください。
- 2 代理人による入札の場合は、入札当日に委任状を持参してください。

様式第3号

委 任 状

平成 年 月 日

小値賀町長 西 浩 三 様

委任者 住 所
氏 名 ⑩

私は、次の者を代理人として定め、下記物件の町有財産売払い一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任いたします。

代理人 住 所
氏 名 ⑩

記

物件番号	品目
1	小型船舶 第3はまゆう

- 備考 1 委任者の印鑑は印鑑登録済みの印鑑を使用し、印鑑証明書は必ず添付してください。
- 2 共有名義での契約を予定される方は、委任者欄に代表者の住所・氏名および氏名欄に「代表者」と記入し押印してください。

様式第4号

誓 約 書

平成 年 月 日

小値賀町長 西 浩 三 様

住 所
氏 名

⑩

町有財産売払いの一般競争入札参加申込に際し、次の事項を誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当していません。
- 2 過去2年間に普通地方公共団体との契約につき、不正の行為があった者及びこれを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当していません。
- 3 暴力団、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、及び暴力団員、暴力団の構成員に該当していません。
- 4 住所地の市区町村から賦課された税及び使用料について滞納はありません。

入 札 書

平成 年 月 日

小値賀町長 西 浩 三 様

入札者 住 所
氏 名 ⑩

代理人 住 所
氏 名 ⑩

一般競争入札参加要領記載の事項及び売買契約書の約定を承知し、町有財産売
払いの入札について、下記のとおり入札します。

記

物件番号	1
品 目	小型船舶 第3はまゆう
入札金額	<u>¥</u>

備考

- 1 金額は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできません。
- 2 入札者本人により入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印（印鑑登録済み印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 3 代理人により入札する場合は、代理人は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名のうえ、代理人の住所、氏名欄に記名押印（委任状に押印した印鑑）してください。
- 4 共有名義で参加する場合は、入札者欄に代表者の住所・氏名および氏名欄に「代表者」と記入し押印してください。

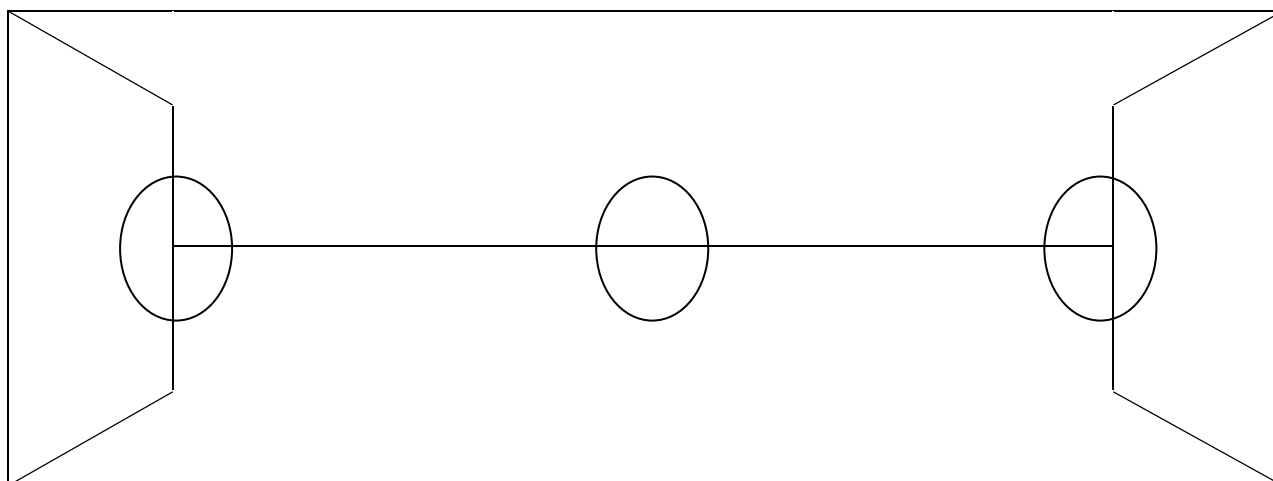
様式第6号

入 札 用 封 筒

(表)

件名	小型船舶	第3はまゆう	町有財産売払い
入 札 書			
氏名			

(裏)



備考

- 1 封筒の大きさは標準規格「長形3号」を使用すること
- 2 作成者は、封筒裏面の継ぎ目部分に封印として入札書に押印したものと同一印鑑を押すこと

様式第7号

町有財産売買契約書(案)

売出人小値賀町長西浩三(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)とは、町有財産の売買について次のとおり契約を締結する。

(売買物品)

第1条 甲は、次条以下の契約に基づき、末尾記載の町有財産を売払い、乙はこれを買受ける。

第2条 前条財産の代価は次のとおりとする。

一金 _____ 円也

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金(代金の100の10以上の金額)として金 _____ 円を甲の指示する手続により、甲に納付しなければならない。

(代金の納付)

第4条 乙は、第2条に定める代金を甲が別途発行する納入通知書により、指定された期限までに甲に納付するものとする。

(遅延利息)

第5条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日までに未納代金につき年利**2.7**パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りでない。

(所有権の移転)

第6条 売買財産の所有権は、乙が売買代金(前条に定める遅延利息も含む。)を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(物品の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買財産の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに売買財産を乙に引き渡すものとする。

2 前項の規定による売買財産の引渡し場所は、小値賀漁港とする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結のときから前条の規定による売買財産の引渡しの時までの間において、当該財産が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(瑕疵担保)

第9条 甲は、この契約締結後は、売買財産についての瑕疵担保の責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第12条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項で約定する必要があるとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、小値賀町役場所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所佐世保支部とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売出人（甲）住所 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

氏名 小値賀町長 西 浩 三

買受人（乙）住所

氏名

(売買物件)

品目	規格	数量	単価	売買金額
小型船舶 第3はまゆう	FRP 総トン数 19トン 長さ 16.80m 幅 4.16m 深さ 1.83m	1		
船舶番号	第293-29306号			
条 件	名義変更等に係る費用は乙が負担するものとし、その手続きも乙が行うものとする。			

物 品 調 書

※この物品調書は、入札参加者が物品を確認されるうえでの参考資料です。

物品番号 1 P 2 2

物 品 調 書

1 種別	小型船舶
2 名称	第3はまゆう
3 規格	FRP 総トン数 19トン 長さ 16.80m 幅 4.16m 深さ 1.83m 主機 ヤマハ発動機MD859KH×2基
4 最大搭載人員	旅客 60人 船員 2人 合計 62人
5 新造、進水	平成7年3月
6 中間検査	平成29年6月30日に検査期限を超過し有効な検査証なし
7 不具合箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年7月から現在まで、浮棧橋で係留保管 ・係留保管後、定期的に主機及び補機を運転していたが、1月23日に確認したところ、面舵側主機が始動しなかった。 ・操舵室前面のワイパーが故障 ・空調設備が故障
8 その他	レーダーを継続使用したい場合は、船舶の名義変更及びRO局（新設）申請書を提出しなければなりません。継続使用しない場合は小値賀町で無線局廃止手続き及びレーダーの撤去後に船舶を引き渡します。